



[ 高支払限度額型ペット保険 ]

## 約 款



**NihonPet**  
日本ペット少額短期保険



# 高支払限度額型ペット保険普通保険約款

## 第1章 総 則

### 第1条（仕組みと特徴）

この保険は、家庭で飼育されているペットの飼主を被保険者とし、ペットが傷病を被り、通院、入院または手術により獣医師の治療を受けた場合に、被保険者が負担した治療費用を約款にもとづいて、弊社が被保険者に保険金としてお支払いするものです。

### 第2条（用語及び用語の説明・定義）

約款において使用する用語及び用語の説明・定義は次の表のとおりです。

|    | 用 語  | 用語の説明・定義                                                                                                                          |
|----|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 約款   | この保険契約の基本的な契約内容を定める高支払限度額型ペット保険普通保険約款をいいます。                                                                                       |
| 2  | 弊社   | 日本ペット少額短期保険株式会社をいいます。                                                                                                             |
| 3  | お客様  | この保険契約の契約者をいい、保険証券の保険契約者欄に記載されます。また、お客様（契約者）には保険料の支払義務があります。                                                                      |
| 4  | ペット  | 保険証券に記載された、日本国内の家庭で飼育されている犬、猫のことをいいます。ただし、事業を目的に飼育、販売される犬・猫は含みません。                                                                |
| 5  | 被保険者 | ペットの飼主で保険証券の被保険者欄に記載されている方をいいます。被保険者は保険金を請求する権利を有しています。                                                                           |
| 6  | 治療   | 動物病院の獣医師が行う治療をいいます。                                                                                                               |
| 7  | 治療費用 | ペットの治療のために被保険者が負担した治療費用のうち、臨床獣医学上、一般に認められている診断または治療処置方法で要した診察料、時間外診料、検査料、処置料、薬剤料、材料および医療器具使用料、入院費用並びに手術費用をいいます。ただし、別表1記載の事由を除きます。 |
| 8  | 告知義務 | この保険契約の締結に際し、お客様または被保険者が、重要な事項についての弊社の質問に事実を回答いただく義務をいいます。                                                                        |
| 9  | 申込日  | お客様が保険契約をお申込みされた日（申込書ご記入日）をいいます。                                                                                                  |
| 10 | 保険期間 | 保険証券に記載されたこの保険契約の保険期間をいいます。                                                                                                       |
| 11 | 待機期間 | 初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて30日を経過する日の午後12時までの期間をいいます。弊社は、待機期間中に発症した疾病に対しては保険金をお支払いしません。                                                |

|    |        |                                                                                                                                                              |
|----|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 12 | 主契約    | 保険契約の基本的な部分で、適用される契約内容を記載しているのが普通保険約款です。                                                                                                                     |
| 13 | 特約     | お客様のニーズにお応えするために、補償内容を拡大・縮小したり、契約手続を追加するなど、普通保険約款に記載されている内容と異なるお約束を主契約に付加する契約をいいます。                                                                          |
| 14 | 保険金    | この約款に定めるペットの事故について、弊社が被保険者にお支払いする金銭をいいます。                                                                                                                    |
| 15 | 保険料    | この保険契約のためにお客様が弊社にお支払いされる金銭をいいます。                                                                                                                             |
| 16 | 一括払    | 保険料を予め一時に払い込むことをいいます。                                                                                                                                        |
| 17 | 月払     | 保険料の払込方法（回数）のことで、1年分を12分割して毎月払い込むことをいいます。                                                                                                                    |
| 18 | 払込期日   | お客様が保険料をお支払いされる場合の支払期限の日をいいます。                                                                                                                               |
| 19 | 払込猶予期間 | お客様が払込期日に保険料のお支払いができなかった場合、この保険契約を有効に継続できるように設けられている一定の猶予期間のことをいいます。                                                                                         |
| 20 | 無効     | 所定の事由が生じた場合に、この保険契約の全ての効力が契約締結時から生じなかったものとなることをいいます。                                                                                                         |
| 21 | 失効     | この保険契約の全ての効力を所定の事由が生じた時以降失うことをいいます。                                                                                                                          |
| 22 | 解除     | 保険期間の途中で、所定の事由に基づき弊社の意思表示で保険契約を終了させることをいいます。                                                                                                                 |
| 23 | 解約     | 保険期間の途中で、お客様の意思表示で保険契約を終了させることをいいます。                                                                                                                         |
| 24 | 消滅     | 保険期間の途中で、保険契約の無効等により保険契約が終了することをいいます。                                                                                                                        |
| 25 | 未経過保険料 | 保険期間の途中で、失効、解除、解約または所定の無効となった場合に、お客様に返還する残りの期間分の保険料をいいます。                                                                                                    |
| 26 | 動物病院   | 獣医師が飼育動物の診療の業務を行う獣医療法に定める日本国内の診療施設をいいます。また、これと同等であると弊社が認める施設を含みます。                                                                                           |
| 27 | 獣医師    | 獣医師法に定める獣医師名簿に登録され、獣医師免許証が交付されている方をいいます。                                                                                                                     |
| 28 | 傷害     | ペットが急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害をいい、この傷害には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます）を含みます。ただし、細菌性食物中毒及びウィルス性食中毒は含みません。 |

|    |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 29 | 疾病     | ペットが被った傷害以外の身体障害をいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 30 | 傷病     | 傷害または疾病をいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 31 | ガン     | 病理検査機関による病理組織検査にもとづき、獣医師が悪性腫瘍（ガン）と診断した場合をいいます。ただし、病理組織検査は、ペットが生存中の検査によるものとします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 32 | 獣医学の水準 | 獣医学における臨床上の知見及び専門的・学術的見地にもとづき、治療の有効性、合理性、適合性を確保するための一般的基準をいいます。それを基準とした具体的判断は、弊社が専門的知見を持つと認めた獣医師により行います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 33 | 入院     | 獣医師の治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、ペットを動物病院に入れ常に獣医師の管理下で治療を受けることをいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 34 | 入院日数   | 入院初日を1日目とし、その後午前0時を超えるごとに1日を加算します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 35 | 通院     | 獣医師の治療が必要な場合において、動物病院に通い、または往診により獣医師による治療を受けることをいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 36 | 手術費用   | ペットの治療のために被保険者が負担した臨床獣医学上、一般に認められている手術料をいいます。ただし、別表1記載の事由を除きます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 37 | 手術     | <p>獣医師の治療が必要なペットの傷病について、動物病院において獣医師による次に掲げる処置を受けることをいいます。</p> <p>① 手術</p> <p>病態の制御及び失われた機能の回復を目的として、メス、剪刀、鑷子、鉗子、内視鏡、レーザー等の器具を用いて病巣の切除または摘出を行うこと、もしくは組織及び器官(臓器を含みます)の形成、移植を行うことをいい、当該獣医師が手術と認定した場合をいいます。</p> <p>ただし、切創の縫合、皮膚病治療に伴う切開・排膿処理の外科的処置、手術完了後に行われる抜糸、ピン・ワイヤー・ネジ（ボルトを含みます）・釘、金属プレート除去の2次的処置は、手術から除外します。</p> <p>② 麻酔または手術を行うための検査で、血液検査、組織検査、尿検査、検便、エックス線検査、MR I 検査、超音波検査等</p> <p>③ 手術に伴う注射、点滴</p> |
| 38 | 他の保険契約 | 同一のペットを対象として、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他保険会社及び共済の保険契約のことをいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

|    |       |                                        |
|----|-------|----------------------------------------|
| 39 | 初年度契約 | あるペットを対象に初めて弊社とご契約をされた場合の保険契約をいいます。    |
| 40 | 更新    | 初年度契約と同じペットを対象に契約を継続することをいいます。         |
| 41 | 更新契約  | 更新の対象となる契約の満了日の翌日を契約日として開始する保険契約をいいます。 |

### 第3条（保険責任の始期及び終期）

- 1 弊社は、毎月15日の申込締切日までに次の各号の条件を全て充足している申込について、申込締切日の属する翌月1日の午前0時から責任を開始します。この日を保険期間の初日とします。
  - 一 弊社が保険契約申込書類を受領していること。
  - 二 弊社が保険契約の申込を承諾していること。
  - 三 弊社が保険料を受領していること。
- 2 弊社の保険責任は保険期間の初日の午前0時に始まり末日の午後12時に終わります。尚、時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- 3 初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて30日を経過する日の午後12時までの期間を待機期間といいます。弊社は、待機期間中に発症した疾病に対しては保険金をお支払いしません。
- 4 第1項の申込書類にはペットの写真その他弊社が引受に必要なものとしてお客様に求めた資料を含むものとします。

### 第4条（保険期間）

この保険の保険期間は保険証券記載の保険期間とします。

## 第2章 保険金をお支払いする場合

### 第5条（保険金をお支払いする場合）

ペットが傷病を被ったことにより動物病院で通院、入院または手術により獣医師の治療を受け、被保険者が治療費を支払った場合、弊社はこの約款の規定にもとづいて保険金をお支払いします。

### 第6条（支払金額等）

弊社は、前条の保険金をお支払いする場合において、被保険者が動物病院に実際に支払われた治療費用（本条および次条において「損害の額」といいます）に保険証券記載のてん補割合を乗じ、円未満を切り捨てた金額を被保険者にお支払いします。

また、保険期間中のお支払いは、通院、入院および手術毎に定める保険証券記載の保険期間中の支払限度額を限度とします。

### 第7条（他の保険契約がある場合の保険金のお支払）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（本条において「他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額」をいいます）の合計額が前条に定める損害の額を超える場合は、弊社は次に定める額を保険金としてお支払いします。

- 一 他の保険契約等から保険金が支払われていない場合、この保険契約の支払責任額
  - 二 他の保険契約等から保険金が支払われていた場合、保険金の支払額に定める損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた額
- ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

## 第3章 保険金をお支払いしない場合

---

### 第8条（保険金をお支払いしない場合その1）

弊社は、次に掲げる事項によって生じた支払事由については保険金をお支払いしません。

- 一 生後60日以内\*に原因が生じたペットの傷病  
（\*：生後60日以内とは、生まれた日の翌日から数えて60日以内を指します）
- 二 待機期間中に発症した疾病
- 三 保険期間の初日より前に原因が生じたペットの傷病
- 四 お客様または被保険者もしくは被保険者と同居する親族の故意または重大な過失により生じたペットの傷病
- 五 地震もしくは噴火またはこれらによる津波もしくは風水害等の自然災害により生じたペットの傷病
- 六 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（この約款においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます）により生じたペットの傷病
- 七 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故により生じたペットの傷病
- 八 五、六、七の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱にもとづいて生じた事故により生じたペットの傷病
- 九 七以外の放射性照射または放射能汚染により生じたペットの傷病
- 十 被保険者または被保険者と同居の親族の脳疾患、精神障害または心神喪失に起因する事故により生じたペットの傷病
- 十一 獣医師または獣医療の治療施設の従業員による医療過誤または不正行為により生じたペットの傷病
- 十二 動物の愛護及び管理に関する法律及びその他の法令に反する不適切な飼育により生じたペットの傷病

### 第9条（保険金をお支払いしない場合その2）

弊社は、別表1記載の事項によって生じた支払事由については保険金をお支払いしません。

## 第4章 保険金の請求・支払手続き

---

### 第10条（保険金の請求）

- 1 お客様または被保険者が第24条に定める保険事故の通知を行い、被保険者が保険金を請求する場合は、次の書類（弊社が指定するアプリケーションソフトウェアを利用して保険金を請求する場合にはこれらの電磁的記録を含みます。）を完備して速やかに弊社に提出しなければなりません。
  - 一 保険金請求書
  - 二 診療費用の支払を証明する診療領収明細書（原本）
  - 三 その他個体識別上必要として弊社が求めたもの
- 2 動物病院発行の診療領収明細書において、被保険者名、ペット名、通院受診日、診療内容、診療項目ごとの金額内訳など保険金支払に必要な項目が明らかでない場合には、別途、獣医師が記入し署名または記名・押印した弊社指定の診療項目別診療明細書及び領収証（原本）を弊社に提出しなければなりません。

### 第11条（保険金の請求期限）

保険金の請求権は、保険金の支払事由が発生した時から3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

### 第12条（保険金のお支払）

- 1 弊社は、第10条に定める書類が完備して届いた日からその日を含めて30日以内に、弊社が保険金をお支払いするために必要な次に掲げる各号の事項を確認した上、被保険者が指定した金融機関の口座に保険金を支払い、被保険者に書面により速やかに通知します。
  - 一 ペットの傷病の発生時期、発生場所、発生状況について保険金支払事由発生の有無の確認に必要な事項
  - 二 保険契約の有効、解除、失効または取消の事由に該当する事実の有無
  - 三 保険金支払いの免責事由に該当する事実の有無
  - 四 前各号の他、他の保険契約の有無及び内容等、弊社がお支払いすべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- 2 弊社が前項各号の確認をするため、次に掲げる各号の特別な照会または調査が不可欠な場合には、前項の規定にかかわらず、前項の定める書類が届いた日からその日を含めて次に掲げる各号に定める日数（複数の号に該当する場合は、そのうち最長の日数）の経過する日までに保険金をお支払いします。この場合において、弊社は、確認が必要な事項及びその確認を終える時期を電話または電子メールもしくは書面にて被保険者に通知します。
  - 一 警察等公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会を含みます）：90日
  - 二 動物病院、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会：90日

- 三 前項第四号の事項を確認するための他の会社への照会：50日
- 四 災害救助法が適用された災害の被災地域における調査：60日
- 3 前項に定める必要な事項の確認に際し、お客様または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合及び確認を故意または過失により遅延させた場合を含みます）、これにより確認が遅延した期間は、前項の期間に算入しません。
- 4 弊社は第1項及び第2項に定める期日を超えて保険金をお支払いする場合には、その期日の翌日から会社所定の利率で計算した遅延利息を加えて保険金をお支払いします。

## 第5章 保険料の払込

---

### 第13条（保険料の払込回数、払込期日）

- 1 弊社は、次に掲げる保険料の払込回数を取り扱います。
  - 一 保険料を一括払で払い込む方法  
この場合、申込日から30日が経過した日を払込期日とします。
  - 二 保険料を月払で毎月払い込む方法  
この場合、申込日から30日が経過した日を1回目の払込期日、保険期間の初日の属する月の翌月末日を2回目の払込期日、以降同様に毎月末日を各回の払込期日とします。
- 2 保険契約更新の場合には、更新対象となる契約の満了日の属する月の末日を払込期日とし、翌月末日までを払込猶予期間とします。この払込猶予期間中に保険料が払い込まれた場合は、保険料は払込期日までに払い込まれたものとします。この払込猶予期間までに保険料が払い込まれなかった場合は、更新対象となる契約は更新されなかったものとして契約の満了日に遡って満了します。

### 第14条（保険料収納時の領収証交付）

弊社は、保険料を現金で受領した場合は、領収証を発行・交付します。現金以外の方法で受領した場合は、お客様のご依頼に応じて領収証を発行・交付します。

### 第15条（保険料の払込猶予期間と未納通知）

- 1 弊社は、保険料月払の第2回目以降の払い込みにおいて、保険料の払込期日の属する月の翌月1日から末日を保険料の払込猶予期間とします。
- 2 弊社は、払込期日までに保険料の払い込みがない場合には、お客様に払込猶予期間内に保険料をお払い込みいただくように電話または電子メールもしくは書面で通知します。
- 3 前項のお払い込みがなかった場合は第17条第2項の規定により契約は失効し、その後の契約は新たな契約としてお客様に申込みいただくこととなり、その場合は審査、待機期間等の適用があります。

## 第16条（払込猶予期間における保険金のお支払）

払込猶予期間内に保険金の支払事由が発生した場合は、次のとおりとします。

- 一 支払われる保険金の額が未払込保険料額を上回る場合には、弊社は、支払われる保険金の額から未払込保険料額を差し引いてお支払いします。
- 二 未払込保険料額が支払われる保険金の額を上回る場合には、猶予期間満了日までに未払込保険料のお払い込みがなければ猶予期間満了日の翌日からこの保険契約は失効し、弊社は保険金をお支払しません。

## 第6章 保険契約の失効、無効、取消

---

### 第17条（保険契約の保険料の未納による失効）

- 1 一括払保険料または月払の第1回目保険料が払い込まれない場合は、この保険契約は成立しません。
- 2 月払の第2回目以降保険料が払込猶予期間内に払い込まれない場合は、この保険契約は猶予期間満了日の翌日から失効します。
- 3 この保険契約（主契約）が失効した場合、付加されている特約も失効します。

### 第18条（保険契約のその他の失効、保険金支払後の保険契約）

- 1 次の各号に掲げるいずれかの事実があった場合、当該各号に定める時からこの保険契約は失効します。
  - 一 保険期間中にペットが死亡した場合  
お客様が申し出たペットの死亡の時からこの保険契約は失効します。
  - 二 次の全ての条件を満たした場合
    - イ. 通院の支払保険金が保険証券記載の保険期間中の通院の支払限度額に達していること。
    - ロ. 入院の支払保険金が保険証券記載の保険期間中の入院の支払限度額に達していること。
    - ハ. 手術の支払保険金が保険証券記載の保険期間中の手術の支払限度額に達していること。前記イからハまでのうち最後の支払事由が発生した時からこの保険契約は失効します。
  - 三 この保険契約のペットが事業を目的に飼育、販売される犬・猫になった場合  
この保険契約のペットが事業を目的に飼育、販売される犬・猫になった時からこの保険契約は失効します。
- 2 この保険契約（主契約）が失効した場合、付加されている特約も失効します。
- 3 通院、入院または手術の支払保険金のいずれかがそれぞれに対応する保険証券記載の支払限度額に達した場合で保険料の払込方法が一括払のときは、当会社は、支払限度に達した通院、入院または手術に対応する部分の未経過保険料を、お客様に返還します。

- 4 前項の場合で保険料の払込方法が月払のときは、その該当した時の翌月以降、月払保険料から支払限度に達した通院、入院または手術に対応する部分の保険料を差し引いた額を月払保険料とします。

#### 第19条（失効の場合の保険契約の取扱）

- 1 この保険契約が失効した場合、保険契約の効力が失われ終了します。
- 2 弊社は、お客様に失効した旨を書面にて通知します。
- 3 弊社は、保険契約の復活は取扱いません。

#### 第20条（失効契約の未経過保険料の返還）

この保険契約が失効し、未経過保険料があった場合、弊社は第30条に掲げる未経過保険料をお客様に返還します。

#### 第21条（保険契約の無効）

- 1 弊社は、この保険契約締結の際にお客様または被保険者が既に保険事故が発生していることを知っていた場合、この保険契約を無効とします。この場合において、弊社は保険金をお支払いせず、既にお払い込みいただいた保険料及び未経過保険料は返還しません。ただし、弊社が保険事故の発生を知らずながら保険契約の承諾をした場合は、この保険契約を無効としません。
- 2 弊社は、保険期間の初日より前にペットが死亡した場合、この保険契約を無効とします。この場合において、弊社は保険金をお支払いせず、既にお払い込みいただいた保険料は返還します。尚、未経過保険料はありません。

#### 第22条（保険契約の取消）

- 1 弊社は、この保険契約締結にあたって、お客様または被保険者の詐欺または強迫があった場合、お客様に書面で通知した上、この保険契約を取り消すことができます。弊社がこの保険契約を取り消した場合は、保険金をお支払いせず、既にお払い込みいただいた保険料及び未経過保険料は返還しません。尚、既に保険金をお支払いしていた場合は、その返還を請求することができます。
- 2 申込書に記載されたペットの年齢に誤りがあった場合、保険期間の初日における実際の年齢が当社の定める範囲外であったときは、弊社は、保険契約を取り消すことができるものとし、既にお払い込みいただいた保険料をお客様に返還します。

## 第7章 お客様または被保険者の義務

---

#### 第23条（告知義務）

この保険契約締結の際、お客様または被保険者は、告知書の記載事項について事実を弊社に告知しなければなりません。

## 第24条（保険事故の通知、調査への協力）

- 1 お客様または被保険者は、ペットが傷病を被ったことにより動物病院で通院、入院または手術により獣医師の治療を受け、被保険者が治療費を支払った場合は、速やかに弊社に通知しなければなりません。この場合において、弊社が書面による通知もしくは説明の他、弊社が特に必要とする書類（電磁的記録を含みます。）または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なくこれを提出し、弊社が行う調査に協力しなければなりません。
- 2 お客様または被保険者が正当な理由なく前項の規定に違反した場合、または証拠を偽装し、もしくは変造した場合は、弊社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いします。

## 第25条（通知義務）

- 1 この保険契約締結の後、次の各号のいずれかの事由が発生した場合には、お客様または被保険者は事由発生後速やかに（第三号については1ヶ月以内に）その事実を書面にて弊社に通知しなければなりません。
  - 一 保険期間中に、ペットが死亡した場合
  - 二 お客様または被保険者が住所を変更した場合。ただしこの場合、電話にて弊社に通知することもできるものとします。
  - 三 第35条第1項に定める契約者を変更する場合
  - 四 第35条第2項に定めるペットを譲渡した場合
  - 五 保険契約締結後、お客様または被保険者が、この保険契約と同一のペットを対象として、支払責任の全部または一部が同じである保険契約を締結または変更する場合
  - 六 この保険契約のペットが事業を目的に飼育、販売される犬・猫になった場合
- 2 お客様が、前項第二号の通知をしなかった場合、弊社からお客様に対して行う通知は、弊社に通知のあった最終の住所宛に発した通知が通常到達するために要する期間を経過した時に、到達したものとみなします。

# 第8章 保険契約の解除

---

## 第26条（告知義務違反による解除）

- 1 お客様または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失により事実の告知をせず、または事実と異なる告知をした場合は、弊社はこの保険契約を解除することができます。
- 2 弊社は前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、この保険契約を解除することができません。
  - 一 この保険契約の締結の時に、弊社が前項の事実を知り、または過失によって知らなかった場合
  - 二 弊社の代理店または弊社の少額短期保険募集人が、お客様または被保険者が前項の事実の告知をすることを妨げた場合

- 三 弊社の代理店または弊社の少額短期保険募集人が、お客様または被保険者に対し、事実と異なる告知をすることを勧めた場合
- 3 前項第二号及び第三号の規定は、当該各号に規定する弊社の代理店または弊社の少額短期保険募集人の行為がなかったとしてもお客様または被保険者が第一項の事実の告知をせず、または事実と異なる告知をしたと認められる場合には適用しません。
- 4 第1項の規定による解除権は、弊社が同項の規定による解除の原因があることを知った時から1ヶ月間行使しない場合は消滅します。この保険契約の締結の時から5年を経過した場合も同様とします。

## 第27条（重大事由による解除）

弊社は、次に掲げる事由がある場合には、この保険契約を解除することができます。

- 一 お客様または被保険者が、弊社にこの保険契約にもとづく保険金を支払わせることを目的として支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- 二 被保険者が、この保険契約にもとづく保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- 三 お客様または被保険者が、次のいずれかに該当する場合。
  - イ 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます）に該当すると認められること。
  - ロ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
  - ハ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
  - ニ お客様または被保険者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
  - ホ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- 四 前号に掲げるものの他、お客様または被保険者が、前号の事由がある場合と同程度に弊社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

## 第28条（契約解除の効力、お客様への通知）

- 1 契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
- 2 弊社は、次の各号に掲げる規定により契約を解除した場合は、当該各号に定める保険金をお支払いしません。また、既にお支払していたときは、前項の規定にかかわらず、弊社はその返還を請求することができます。
  - 一 第26条第1項（告知義務違反による解除） 解除がされた時までに発生した支払事由による保険金。ただし、同項の事実にもとづかず発生した支払事由による保険金については、この限りではありません。

- 二 前条（重大事由による解除） 前条各号に掲げる事由が生じた時から解除がされた時まで発生した支払事由による保険金
- 3 弊社は、前項による解除の場合、既に払い込まれた保険料は返還しません。ただし、第30条に掲げる未経過保険料がある場合は返還します。
- 4 弊社が保険契約を解除した場合、お客様に書面にて通知します。

## 第9章 保険契約の解約

### 第29条（お客様による保険契約の解約）

- 1 お客様は、いつでもこの保険契約を解約することができます。
- 2 解約をする場合、お客様は弊社所定の解約請求書を弊社に提出することを要します。
- 3 お客様による解約の効力発生日は、解約請求書記載の解約日もしくは解約請求書の弊社受付日（郵便物の場合はその消印日）のいずれか遅い日とします。
- 4 弊社は、本条による解約の場合、次条に掲げる未経過保険料をお客様に返還します。
- 5 弊社は、解約請求書記載の解約日もしくは解約請求書の弊社受付日（郵便物の場合はその消印日）のいずれか遅い日まで保険金支払責任を有します。

### 第30条（未経過保険料の計算方法等）

- 1 弊社が返還する未経過保険料は次のとおり計算します。

一 保険料が一括払の場合は、次の方法で計算した金額

$$\text{返還する金額}^{*1} = \text{一括払保険料} \times (\text{未経過月数}^{*2} \text{に対応する返還率})$$

| 未経過月数 | 11   | 10   | 9    | 8    | 7    | 6    |
|-------|------|------|------|------|------|------|
| 返還率   | 0.70 | 0.65 | 0.60 | 0.50 | 0.45 | 0.40 |

| 未経過月数 | 5    | 4    | 3    | 2    | 1    |
|-------|------|------|------|------|------|
| 返還率   | 0.35 | 0.25 | 0.20 | 0.15 | 0.05 |

\*1：計算後、1円未満を切り捨てた金額

\*2：次のいずれかの日が属する月の翌月から満了日が属する月までの月数

①解約：解約請求書記載の解約日または解約請求書の弊社受付日（郵便物の場合、その消印日）のいずれか遅い日

②無効（保険期間の初日より前にペットが死亡）：  
保険期間の初日

③解除：弊社がお客様に解除通知を送付した日

④その他の失効（ペットの死亡）：  
お客様が申し出たペットの死亡の日

⑤その他の失効（支払限度に到達）：  
支払限度に達する支払事由が発生した日

- 二 保険料の払込回数が月払の場合で、解約日の属する月の翌月以降の保険料を弊社が受領している場合はその金額

- 2 第18条第3項の規定により、未経過保険料を返還した場合は、返還した未経過保険料に対応する部分を控除した金額を未経過保険料とします。
- 3 未経過保険料の返還請求権は、請求権が発生した時から3年間経過した場合は、時効によって消滅します。

## 第10章 保険契約の更新

---

### 第31条（保険契約の更新）

- 1 弊社は、この保険契約を更新する場合、満了日の2ヶ月前までに次に記載する内容をお客様に通知します。
  - 一 更新する場合は、更新前の保険契約と同一の内容を通知します。
  - 二 更新しない場合は、その旨を通知します。
- 2 前項第1号の通知に対しお客様から保険期間の満了日の1ヶ月前までに更新しない旨の意思表示がなされない場合、弊社は、お客様がその更新通知書の記載内容で更新する旨の意思表示をしたものとみなし、この保険契約を更新します。
- 3 前項により保険契約が更新された場合、弊社はお客様に保険契約の更新を保険契約継続通知書により通知し、更新前契約の保険証券と保険契約継続通知書をもって更新契約の保険証券とみなします。
- 4 弊社は、次のいずれかに該当する場合に、第1項第2号に規定する更新しない旨の通知を行うことがあります。
  - 一 第27条第1号に規定する事由に準ずる事由があると認められる場合
  - 二 弊社が保険契約上の義務を履行するに際してお客様または被保険者がこれに協力しなかった場合またはこれに準ずる場合
  - 三 弊社において、この普通保険約款に基づく保険契約の引受方法の変更を行った等の事情により、更新前と同一の内容で引受けができない場合
  - 四 弊社が、お客様または被保険者に係る事故の発生の頻度、損害の状況および損害発生の可能性等を考慮して、更新しないこととした場合

### 第32条（契約更新時の保険料その他の契約内容の見直し）

弊社は収支を検証した結果、保険契約の更新時の契約について、弊社の定めるところにより、保険料その他の契約内容の見直しをすることがあります。この場合、満了日の2ヶ月前までにお客様に書面により通知します。

### 第33条（契約更新を引き受けない場合）

弊社は収支を検証した結果、更新契約の引受が困難になった場合には、弊社の定めるところにより、この保険契約の更新をお引き受けできないことがあります。この場合、満了日の2ヶ月前までにお客様に書面により通知します。

## 第11章 保険契約内容の変更

---

### 第34条（お客様からの申し出による保険期間中の契約内容の変更）

弊社は、この保険契約についてお客様からの申し出による保険期間中の契約内容の変更を取り扱いません。

### 第35条（お客様または被保険者の変更）

- 1 お客様（保険契約者）は、保険契約締結の後、弊社の承認を得て保険契約者を第三者に変更することができます。
- 2 保険契約締結の後、被保険者がペットを第三者に譲渡した場合、お客様は書面をもってその旨を速やかに弊社に申し出なければなりません。
- 3 保険契約者または被保険者を変更した場合は、弊社は保険証券に変更の旨を記載（保険証券を書面交付した場合は変更内容を記載した書面を送付）します。
- 4 保険契約締結の後、お客様がお亡くなりになった場合は、お客様の相続人を契約者としてします。この場合、契約者が2人以上いるときはその責任は連帯とし、当該契約者の中から他の契約者を代理する方を1人定めるものとします。
- 5 前項の方が定まらないかまたはその所在が不明であるときは、弊社が契約者の1人にした行為は、他の方に対しても効力を生じます。

### 第36条（保険期間中の保険料の増額または

#### 保険金額の減額、保険金の削減払）

- 1 弊社は、保険契約の計算基礎に著しく影響を及ぼす状況変更が発生した場合は、弊社の定めるところにより、保険期間中に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。この場合、お客様に書面により予め通知します。
- 2 想定外の事象発生により、弊社の収支に著しい影響を及ぼす状況変更が生じた場合は、弊社の定めるところにより、保険金を削減してお支払いすることがあります。この場合、お客様に書面により予め通知します。

## 第12章 そ の 他

---

### 第37条（お客様への配当）

弊社は、この保険契約についてお客様への配当を行いません。

### 第38条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

### 第39条（準拠法）

この約款に記載のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 対象とならない事由

|    |                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 予防のためのワクチン接種、マイクロチップの脱着                                                                                                                                                                                                                                 |
| 2  | ペットの交配、妊娠、出産、早産、帝王切開、流産及び人工流産、不妊手術、去勢                                                                                                                                                                                                                   |
| 3  | 爪切り（狼爪の除去を含みます）、乳歯及び歯牙に関する処置、歯石取り、断耳、断尾、美容整形手術、声帯の除去、停留嚾丸、睫毛乱生、涙やけ、臍ヘルニア、鼠径ヘルニア、膝蓋骨脱臼、股関節形成不全症、レッグペルテス、てんかん、チェリーアイ、気管虚脱、不正咬合、肛門腺しぼり                                                                                                                     |
| 4  | 健康診断、傷病予防のために施された傷病予防のための投薬・注射・外科的手術その他の医療、検査処置                                                                                                                                                                                                         |
| 5  | 健康体に行われた検査後に症状原因または診断名が確定した場合のその検査（健康体を想定して行われた検査を含み、加療の効果を計るために治療の一環を構成する検査は含みません）                                                                                                                                                                     |
| 6  | 入院中の食餌に該当しない食物または療法食ならびに獣医師が処方する医薬品以外のもの（健康補助食品、漢方薬、医薬部外品、日本未承認薬等）                                                                                                                                                                                      |
| 7  | 中国医学、インド医学、ハーブ療法、アロマセラピー、ホメオパシー、温泉療法、酸素療法、オゾン療法、整体、リハビリ、薬浴等の代替医療または減感作療法                                                                                                                                                                                |
| 8  | トリミング、トリミング用品、シャンプー、薬用シャンプーまたは医薬品シャンプーまたはイヤークリーナー、ノミ・ダニの駆除または発生予防措置またはその薬品、義眼・義肢・車いす。                                                                                                                                                                   |
| 9  | 夜間・早朝等時間外診療（加算部分）、往診（加算部分）、予防目的のための初診（料）または再診（料）                                                                                                                                                                                                        |
| 10 | ペットホテルまたは同様の施設での預かり・散歩                                                                                                                                                                                                                                  |
| 11 | 動物病院へ行かずに薬剤のみ配達される配達またはこれらと同種のもの                                                                                                                                                                                                                        |
| 12 | 保険金請求のための文書作成、郵便・電話（料）等による通信                                                                                                                                                                                                                            |
| 13 | カウンセリング、相談または指導、セカンドオピニオンの取得                                                                                                                                                                                                                            |
| 14 | 安楽死、遺体処置または解剖検査                                                                                                                                                                                                                                         |
| 15 | 次に掲げる役務に従事させることにより生じたもの<br>① 公式、非公式を問わず、競技（競技としての闘争行為を含みます）、曲技、演技またはそれらのための訓練<br>② 狩猟または公的機関の捜査・救助等の補助またはそのための訓練                                                                                                                                        |
| 16 | 次に掲げる疾病及びこれらに起因する疾病<br>① パルボウイルス感染症、ジステンパー感染症、犬パラインフルエンザ感染症、犬伝染性肝炎、伝染性咽頭気管支炎（アデノウイルス2型感染症）、犬コロナウイルス感染症、レプトスピラ感染症黄疸型、レプトスピラ感染症カニコラ型、フィラリア感染症、狂犬病、犬ノミ・ダニ感染症<br>② 猫汎白血球減少症、猫カリシウイルス感染症、猫コロナウイルス感染症（FIP）、猫ウイルス性鼻気管炎（FVR）、猫白血病ウイルス感染症、猫免疫不全ウイルス感染症、猫ノミ・ダニ感染症 |

|  |                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p>(①及び②の疾病の発症日がその予防措置の有効期間内である場合、及び獣医師の判断により、予防措置を講じることができなかつたと認められる場合は、保険金をお支払いします)</p> <p>③ 保険期間の初日以前に発症した遺伝子疾患及び先天性異常<br/> (遺伝子疾患及び先天性異常を原因とする身体障害に対する治療、ただしこの保険契約の保険期間中に獣医師により初めて発見された遺伝子疾患及び先天性異常の場合は、この保険期間に限り、弊社は保険金を支払います)</p> <p>④ 医療行為の補助者やトリマー等を養成する施設における教材</p> |
|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

# ペット賠償責任特約

(2023)

## 第1条（仕組みと特徴）

この特約は、主契約に付帯して、ペットの日本国内における行為に起因する偶然な事故（以下「事故」といいます）により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約及び普通保険約款にもとづいて、弊社が被保険者に保険金としてお支払いするものです。

## 第2条（用語及び用語の説明・定義）

この特約において使用する用語及び用語の説明・定義は次の表のとおりで、これ以外は普通保険約款第2条の規定を準用します。

| 用 語      | 用語の説明・定義                                                |
|----------|---------------------------------------------------------|
| 財物の損壊    | 他人の財物を滅失、汚損もしくは毀損することをいいます。                             |
| 他人       | この特約において被保険者以外の人をいいます。                                  |
| 身体の障害    | 傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。                                   |
| 損害賠償請求権者 | 損害賠償請求権を有する人をいいます。                                      |
| 被保険者     | 主契約の被保険者をいいます。ただし、この特約において責任無能力者は含まないものとします。            |
| 責任無能力者   | 概ね11・12歳程度までの判断能力のない人、心神喪失者などの不法行為による損害賠償責任を負わない人をいいます。 |

## 第3条（保険金をお支払いする場合）

弊社は下表の保険金種類別の支払事由に該当した場合、保険金をお支払いします。

| 保険金種類      | 支払事由                                                                                                                                                                                                               |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ペット賠償責任保険金 | 被保険者が、日本国内において生じた次の1に掲げるペットの行為に起因する偶然な事故により、次の2に掲げる法律上の損害賠償責任を負担する場合<br>1 ペットの行為<br>① 咬みつки<br>② 引っ掻き<br>③ 飛びつき、体当たり<br>④ なすりつけ<br>⑤ その他の他人の身体に障害を与える行為または他人の財物を損壊する行為<br>2 法律上の損害賠償責任<br>① 他人の身体の障害<br>② 他人の財物の損壊 |

#### 第4条（支払金額、支払限度金額）

- 1 弊社は、前条の支払事由において被保険者が被った損害のうち、次の各号に掲げる金額をお支払いします。
  - 一 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金。判決により支払いを命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得する物がある場合は、その価額をこれから差し引きます。
  - 二 損害賠償責任の解決について、被保険者が弊社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用（弁護士報酬を含みます）
  - 三 損害賠償責任の解決について、被保険者が弊社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
  - 四 被保険者が損害を防止または軽減するために必要な措置を講ずるために支出した、必要または有益と認められる費用
  - 五 損害を防止または軽減するために必要または有益と認められる措置を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、支出につき予め弊社の書面による同意を得た費用及び被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用
  - 六 被保険者が弊社の要求に従い、協力するために直接要した費用
  - 七 被保険者が他人に対して求償権を有する場合、その権利の保全または行使に必要な手続きをとるために要した必要または有益な費用
  - 八 弊社の損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用
- 2 ペット賠償責任保険金のお支払いは、保険期間を通じ保険証券記載の保険金額を限度とします。

#### 第5条（保険金をお支払いしない場合その1）

弊社は、次に掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。

- 一 お客様または被保険者及び被保険者と同居する親族による故意、重大な過失
- 二 地震、噴火またはこれらによる津波、風水害等の自然災害
- 三 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（この約款においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます）
- 四 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- 五 二、三、四の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱にもとづいて生じた事故
- 六 五以外の放射性照射または放射能汚染

- 七 被保険者もしくは被保険者と同居の親族の脳疾患、精神障害または心神喪失に起因する事故
- 八 獣医師または獣医療の治療施設の従業員による医療過誤または不正行為
- 九 動物の愛護及び管理に関する法律及びその他の法令に反する不適切な飼育
- 十 認定された保険金の額が支払限度額を超過した場合の超過部分
- 十一 被保険者がペットにワクチンを接種していないことによる感染

## 第6条（保険金をお支払いしない場合その2）

弊社は、被保険者が次に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いしません。

- 一 被保険者と同居している者に対する損害賠償責任
- 二 被保険者の使用人が被保険者の事業もしくは業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者についてはこの限りではありません。
- 三 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 四 被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有するものに対して負担する損害賠償責任
- 五 被保険者の指図に起因する損害賠償責任

## 第7条（保険金の請求）

- 1 弊社に対する保険金請求権は、被保険者が被害者等に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と被害者等の間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から、それぞれ発生し、これを行行使することができます。
- 2 被保険者が保険金の支払いを請求する場合は、次の書類または証拠のうち、弊社が求めるものを提出しなければなりません。
  - 一 保険金請求書
  - 二 被保険者が被害者等に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書及び損害賠償金の支払または被害者等の承諾があったことを示す書類
  - 三 財物の損壊にかかわる保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書及び被害が生じた物の写真
  - 四 その他弊社が保険金の支払に必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として定めたもの

## 第8条（弊社による解決）

- 1 弊社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において被保険者は、弊社の求めに応じその遂行について協力しなければなりません。

- 2 被保険者が、正当な理由がなく前項の協力に応じない場合は、弊社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いします。

## 第9条（保険事故の通知、調査への協力）

- 1 第3条に定める支払事由が発生したことを知った場合は、お客様または被保険者（これらの方の代理人を含みます。以下この条において同様とします）は、次に掲げる事項を行わなければなりません。
  - 一 事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、事故の状況及びこれらの事項の証人となる者がある場合、その住所、氏名、また損害賠償の請求を受けた場合はその内容を、遅滞なく弊社に通知すること。この場合において、弊社が書面による通知を求めた場合は、これに応じなければなりません。
  - 二 第三者から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手段をとり、その他損害を防止または軽減するために必要な一切の手段を講ずること。
  - 三 損害賠償責任の全部または一部を負担しようとする場合は、予め弊社の承認を得ること。ただし、応急手当、護送、その他の緊急措置をとることはこの限りではありません。
  - 四 損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合、または提起された場合は、遅滞なく書面により弊社に通知すること。
- 2 お客様または被保険者が正当な理由なく前項に規定する義務に違反した場合、弊社は、同項第一号及び第四号の場合はそれによって弊社が被った損害の額を、第二号の場合は防止または軽減することができたと認められる損害額を、第三号の場合は弊社が損害賠償責任がないと認めた部分を、それぞれ控除して支払額を決定します。

## 第10条（特約の失効）

支払われた保険金の額が保険証券記載の保険金額に達した場合はこの特約は失効するものとし、弊社はその旨をお客様に書面にて通知します。この場合においても主契約は失効しませんので、弊社は保険証券にこの特約の失効を裏書します。

## 第11条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、主契約の規定を準用します。

# 安心特約

## 第1条（仕組みと特徴）

この特約は補償の対象となる傷病の範囲を拡大する特約です。

## 第2条（普通保険約款別表1の読み替え）

この特約により、普通保険約款別表1の規定中、

|   |                                                                                                                                     |
|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3 | 爪切り（狼爪の除去を含みます）、乳歯及び歯牙に関する処置、歯石取り、断耳、断尾、美容整形手術、声帯の除去、停留睾丸、睫毛乱生、涙やけ、臍ヘルニア、鼠径ヘルニア、膝蓋骨脱臼、股関節形成不全症、レッグペルテス、てんかん、チェリーアイ、気管虚脱、不正咬合、肛門腺しぼり |
|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

とあるのを

|   |                                                     |
|---|-----------------------------------------------------|
| 3 | 爪切り（狼爪の除去を含みます）、歯石取り、断耳、断尾、美容整形手術、声帯の除去、不正咬合、肛門腺しぼり |
|---|-----------------------------------------------------|

と読み替えるものとします。

## 第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、主契約の規定を準用します。



# クレジットカード払特約

## 第1条（仕組みと特徴）

この特約は、主契約に付帯して、お客様がクレジットカードにより、この特約が付帯された契約の保険料を払い込むことを定めるものです。

## 第2条（用語の定義）

この特約において使用する用語及び用語の説明・定義は次の表のとおりで、これ以外は普通保険約款第2条の規定を準用します。

| 用 語      | 用語の説明・定義                 |
|----------|--------------------------|
| 会員規約等    | カード会社との間で締結した会員規約等をいいます。 |
| カード会社    | クレジットカード発行会社をいいます。       |
| クレジットカード | 弊社の指定するクレジットカードをいいます。    |
| 保険料      | 異動時の追加保険料を含みます。          |

## 第3条（クレジットカードによる保険料支払）

- 1 お客様は、クレジットカードにより、この保険契約の保険料を支払うこととします。
- 2 前項にいうお客様とは、会員規約等に基づく会員またはクレジットカードの使用が認められた者にかぎります。

## 第4条（保険料領収前に生じた事故の取扱い）

- 1 お客様から、この保険契約の申込時または異動承認請求時に保険料のクレジットカードによる支払の申出があった場合は、弊社は、カード会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、弊社がクレジットカードによる保険料の支払を承認した時（保険証券記載の保険期間の開始前に承認した場合は保険期間の開始した時とします。）以後、この特約が付帯された普通保険約款第17条第1項の規定を適用しません。
- 2 弊社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定は適用しません。
  - 一 弊社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、お客様が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。
  - 二 会員規約等に定める手続が行われない場合

## 第5条（保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）

- 1 弊社は、前条第2項第一号の保険料相当額を領収できない場合は、お客様に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、お客様が、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額を既に支払っているときは、弊社は、その支払った保険料相当額についてお客様に請求できないものとします。

- 2 お客様が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、前項の規定により弊社が保険料を請求し、お客様が遅滞なくその保険料を支払ったときは、前条第1項の規定を適用します。
- 3 お客様が前項の保険料の支払を怠った場合は、弊社は、お客様に対する書面による通知をもって、この特約が付帯された保険契約を解除することができます。ただし、この場合の保険料は、保険契約の申込時に支払う保険料にかぎるものとし、異動承認請求時の保険料の支払を怠った場合は、この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を適用します。
- 4 前項の解除は保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

#### **第6条（保険料の返還）**

普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定により、弊社が保険料を返還する場合は、弊社は、カード会社からの保険料相当額の領収を確認の後に保険料を返還します。ただし、前条第2項の規定によりお客様が保険料を直接弊社に払い込んだ場合、およびお客様が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。

#### **第7条（準用規定）**

この特約に規定しない事項については、主契約の規定を準用します。

# 払込取扱票による保険料払込特約

## 第1条（仕組みと特徴）

この特約は、主契約に付帯して、お客様が払込取扱票により、この特約が付帯された契約の保険料を払い込むことを定めるものです。

## 第2条（用語の定義）

この特約において使用する用語及び用語の説明・定義は次の表のとおりで、これ以外は普通保険約款第2条の規定を準用します。

| 用 語   | 用語の説明・定義                           |
|-------|------------------------------------|
| 保険料   | 一時に払い込む場合の保険料をいい、異動時の追加保険料を含みます。   |
| 払込取扱票 | 弊社所定の払込取扱票（電子文書等によるものを含みます。）をいいます。 |

## 第3条（この特約の適用条件）

この特約は、お客様がこの保険契約の保険料を払込取扱票により払い込むことについての合意があり、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

## 第4条（保険料の払込み）

お客様は、この保険契約の保険料を、弊社より送付する払込取扱票を使用して支払うこととします。

## 第5条（保険料領収前に生じた事故の取扱い）

お客様が払込取扱票を利用し、収納代行会社に保険料を払込みいただいた時（保険証券記載の保険期間の開始前の場合は保険期間の開始した時とします。）以後、この特約が付帯された普通保険約款第17条第1項の規定を適用しません。

## 第6条（保険料の返還）

普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定により、弊社が保険料を返還する場合は、弊社は、保険料相当額の領収を確認の後に保険料を返還します。

## 第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、主契約の規定を準用します。



# 特定傷病除外特約

## 第1条（仕組みと特徴）

この特約は、特定の傷病を保障の対象から除外することにより保険契約を締結することができる主契約に付加します。

## 第2条（保険金をお支払いしない場合の追加）

弊社は、この特約が付加された保険契約について、保険証券等記載の傷病を被ったことによって被保険者が負担した治療費（手術料を含む）に対しては、保険金をお支払いしません。

## 第3条（準用規定）

本特約に規定しない事項については、主契約の規定を準用します。





